

## JGAP 審査員(家畜・畜産物)の登録要件の見直し(期限付き)について

JGAP 総合規則(家畜・畜産物)2019 11.3「審査員の登録要件」について、Covid-19 による諸般の事情を考慮し、下記のとおり期間限定で要件を見直すことといたしました。

### 記

#### 1. JGAP 総合規則(家畜・畜産物)2019 11.3「審査員の登録要件」

- (1) 協会が承認する JGAP 団体認証研修の合格者
- (2) CODEX 委員会の食品衛生の一般原則に基づく一般衛生管理と HACCP の教育・訓練コース（最低 2 日間）の修了者（「農場 HACCP 審査員要請研修」（3 日間）終了・合格者を含む）

以下のとおり読み替えるものとする。

- (1) 協会が承認する JGAP 団体認証研修の受講・合格を必須条件としないが、受講・合格していない審査員については、個別認証のみ審査を行うことができる（団体認証の農場は審査をできない）
- (2) 獣医師または大学等で公衆衛生学を履修したものは、CODEX 委員会の食品衛生の一般原則に基づく一般衛生管理と HACCP の教育・訓練コース（最低 2 日間）の修了（「農場 HACCP 審査員要請研修」（3 日間）終了・合格者を含む）を必須条件としない

#### 2. 適用期間

本レターの適用期間は、2020 年 11 月 1 日から 2021 年 3 月 31 日とする。

尚、本レターを適用し、審査員登録を行った審査員が適用期間後に登録継続を希望する場合は、従前の登録要件を満たさなければならない。

以上